

仕様書

1 適用

この仕様書は、直流電源装置及び空調設備点検保守に適用する。

2 委託場所

別紙1のとおりとする。

3 委託対象機器

別紙2のとおりとする。

4 委託内容

(1) 定期点検

点検内容は別紙3のとおりとし、点検要領は、建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）によるものとする。点検の結果、必要に応じて調整、増し締め、給油、消耗品の交換又は補充、清掃、軽微な補修等、常に各種設備が正常に稼働するよう努め、性能を維持する。

また、フロン排出抑制法に基づいたエアコンの簡易点検は別紙4のとおりとし、その対象機器は別紙5に記す。

(2) 臨時点検

乙は、当該設備に障害が発生した場合などにおいて、甲から連絡を受けた際は、直ちに業務従事者を派遣し、故障等の原因の調査を行うとともに、必要な処置を行い、障害の復旧に着手し、結果を報告すること。報告時は障害の原因、復旧に必要な期間、取り替えを要する部品名、概算額等を速やかに報告すること。

(3) 修繕対応

臨時点検の結果、修繕が必要となり、甲から修繕依頼があった場合には、対応すること。修繕完了後、甲に結果を報告し、速やかに修繕報告書を提出すること。

5 点検回数

(1) 定期点検

令和8年度下期	6ヶ月点検	1回（12ヵ月点検内容含む）
令和9年度上期	6ヶ月点検	1回

(2) 臨時点検

故障・障害等発生時（随時）

重障害および緊急時は休日・夜間対応可とする。

6 業務責任者等

(1) 乙は、委託契約締結後、速やかに業務責任者を選任し、甲に書面で提出すること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 業務責任者は、仕様書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとし、常に甲の担当職員と連絡を緊密に行い、業務従事者を指揮監督することとする。

(3) 業務責任者は、受託業務の履行監理・運営に必要な知識・技能・経験を有する者とする。なお、業務責任者は業務従事者を兼ねることができるものとする。

(4) 業務従事者は、業務の履行に必要な知識・技能・経験を有するものとする。

- (5) 乙は、次のいずれかの資格を有する者を1名以上、業務従事者に配置しなければならない。

ア 第一種電気工事士
イ 第二種電気工事士
ウ 認定電気工事従事者

7 提出書類

- (1) 業務責任者届（任意様式）
(2) 業務計画書（任意様式）

下記事項を記載した業務計画書を作成し、契約締結後3週間以内に提出して甲の承認を受けなければならない。

ア 業務概要
イ 全体工程表
ウ 安全・事故防止対策
エ 連絡体制（夜間、休日、緊急時含む）
オ 作業従事者名簿（業務に係る資格記載）
カ 点検報告書様式
キ 測定器一覧（校正日記載）

乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、甲に変更箇所を提出しなければならない。

- (3) 点検報告書（定期点検及び臨時点検）

点検終了後、下記事項を記載した報告書を作成し、速やかに提出しなければならない。

（定期点検及び臨時点検）

ア 点検結果の概要（総括）
イ 点検結果による技術的所見
ウ 点検記録（外観、動作試験、測定）
エ 現場写真

（修繕報告書）

ア 修繕の概要
イ 修繕による技術的所見（原因・処置内容）
ウ 点検記録（外観、動作試験、測定）
エ 写真（新・旧機器、作業中、修繕取付後・前）

報告書の表紙のタイトル名は、目的に応じて「定期点検報告書」、「臨時点検報告書」、「修繕報告書」のいずれかを記載すること。

定期点検報告書については、施設毎にインデックスを付けて明記すること。

各報告書は任意様式とするが、出来る限り見やすい様式、わかりやすい表現とすること。

測定記録については、判定基準値、判定結果を記載すること。

現場写真については、点検作業状況及び障害状況等を撮影箇所とし、撮影頻度は施設毎とする。交換が必要な箇所や不具合を発見した場合は、その状況が分かる写真や文言等を報告書へ添付すること。

下期の定期点検報告書は2月までに提出すること。

- (4) 緊急時の連絡先

大型連休、夏季休暇、年末年始等の長期休暇時について、緊急連絡先及び連絡体制表を必要に応じて提出すること。

(5) 実施工程表

定期点検を実施する2週間前までに提出し、承認を得ること。また本業務の実施にあたり、施設利用者に支障を与えないよう実施日時を調整すること。

8 安全等の確保

- (1) 業務の実施に際しては、施設利用者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 業務の実施に当たり、常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう業務従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告し、甲から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- (5) 山間部での移動がある箇所については、斜面滑落などには十分注意すること。業務実施途中で点検路の崩落など通行が困難な箇所があった場合には、その箇所の通行を要する箇所の点検業務は行わず、速やかにその旨を甲に報告すること。また、蛇や蜂、ヒル、ダニその他の危険生物等には十分注意し、医薬品や殺虫剤の携行等の対策及び装備を行うこと。

9 費用の負担

- (1) 乙は、業務に必要な範囲内で、甲の施設及び設備を無償で 사용할 ことがで きる。
- (2) 業務に必要な工具、計測機器、消耗品、材料及び油脂等（以下含む）は、乙の負担とする。なお、計測機器は点検整備・校正を行ったものを使用するものとする。

ランプ類、ヒューズ類、パッキン類、潤滑油、グリス、ウエス、モノレール用ガソリン 等

- (3) 甲の所有する保守用測定器類、保守工具、予備品を使用するときは、甲の承認を受けなければならない。
- (4) 障害発生の場合、乙は甲の連絡により速やかに業務従事者を派遣し、復旧すること。その場合の費用負担については、別表1のとおりとする。点検及び調整等の軽微な保守により復旧できるものは契約金額に含まれるものとし、部品の交換その他の修理が必要なものは別途協議するものとする。
- (5) 修理において甲の負担となる場合は、当該費用の見積書を甲に提出すること。

10 留意事項

- (1) 点検に当たっては、甲の担当職員と緊密な連絡を取り、機器本来の性能を十分発揮できるように務めなければならない。
- (2) 定期点検の作業時間については、平日の午前8時30分から午後5時00分までとし、業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ甲に承諾を得なければならない。なお、臨時点検、災害等支援など緊急を

要し、甲の担当職員から口頭で要請を受けた場合においては、作業を行うことができるものとする。

- (3) 当該機器は、常時運用状態にあるので、点検保守に際して装置を一時的に停止させる場合には、テレメータの定時観測時間外に行い、また、他の装置の運用に障害とならないように十分に注意し、停止時間を必要最小限度にとどめなければならない。
- (4) 業務を遂行するに当たり、技術・システム上不明な点は、乙が解決を図るものとする。（※代替部品を含む保守部品調達に伴う製造業者との連絡調整等を含む。）
- (5) 業務を実施している際に、故障等異常が確認された場合は、速やかに甲に連絡を行い、その指示に従うこと。（軽微なものは除く。）また、復旧作業を行った場合は、速やかにその状況及び措置内容を報告するとともに原因調査を行うものとする。
- (6) 乙は、工事計画や台帳・図面整理等において甲から技術的な協力を求められた場合は、これに応じること。
- (7) 業務実施にあたっては、事前に天候の情報を収集し、悪天候が想定される場合には甲と協議のうえ当日の業務を中止すること。また、業務実施中に天候が悪化、又は悪化が予想される場合には、状況に応じて甲と打ち合わせを行い、業務を中止・延期する等の措置を行うこと。
- (8) 委託先までの道路の規制情報については事前に確認すること。移動時に崩土や倒木、積雪等で支障を来すことが判明した場合は、甲に情報提供すること。（可能であれば写真を撮る。）
- (9) 委託場所が有人の施設においては、施設管理者の担当者に点検予定日を連絡または調整すること。
- (10) 大森山中継局への移動でモノレールを利用する場合、甲に予約申込みを行うこと。利用の際、利用前の状態を確認し、有資格者が運転操作を行い、作業終了後、モノレール点検報告書を速やかに提出すること。異常や気付いた点がある場合は、写真を添付し報告すること。

別表 1

修理に関する費用負担区分

修理の種類	甲	乙
自然災害（台風・落雷・地震・火災等）または劣化によるもの	○	
点検時に確認された故障で同時に修理が可能なもの		○
点検時に確認された故障で別途修理が必要なもの	○	
甲の管理瑕疵あるいは甲の都合によるもの	○	
乙の管理瑕疵によるもの		○
上記以外のもの	甲乙協議による	

「劣化」とは、汚れ、変形、沈下、脱落、割れ、き裂、破損、損傷、焼損、腐食、さび、摩耗、損耗、緩み、詰まり、流体等の漏えい、変色その他これらに類する状態をいう。

委託場所

施設名	所 在 地
1 県庁	宮崎市橘通東1-9-18
2 串間総合庁舎	串間市大字西方銭亀8970-4
3 日南総合庁舎	日南市大字戸高字宮前84
4 都城総合庁舎	都城市北原町24-21
5 小林総合庁舎	小林市細野367-2
6 高岡土木事務所	宮崎市高岡町内山3100
7 西都総合庁舎	西都市大字三宅字下鶴9451
8 高鍋総合庁舎	児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須の三3870
9 日向総合庁舎	日向市中町2-14
10 延岡総合庁舎	延岡市愛宕町2-15
11 西臼杵支庁	西臼杵郡高千穂町大字三田井字尾迫原22番地
12 高畑山中継局	串間市大字本城黒仁田国有林2072く林小班
13 鵜戸中継局	日南市大字宮浦5468
14 鰐塚山中継局	宮崎市田野町本田野国有林70ハ林小班
15 大森山中継局	小林市須木柚園国有林51い2林小班
16 吹山中継局	西都市大字南方字鳥の巣183-1
17 畑倉中継局	児湯郡都農町大字川北川北尾鈴国有林1011イ林小班
18 天包山中継局	児湯郡西米良村大字小川字木浦506-3
19 清水岳中継局	東臼杵郡椎葉村大字松尾字松尾国有林251ロ林小班
20 遠見山中継局	東臼杵郡門川町大字庵川字谷山5548-3
21 速日峰中継局	延岡市北方町早中已第一速日峰国有林122は林小班
22 枳形山中継局	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字栗の谷2100-1
23 鏡山中継局	延岡市須美江町1126-1
24 烏帽子岳中継局	西臼杵郡高千穂町大字向山字大岩の元3474
25 上椎葉中継局	東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉1826-244
26 えびの中継局	えびの市大字末永1489
27 土然ヶ丘中継局	小林市野尻町大字三ヶ野山
28 天ヶ城公園中継局	宮崎市高岡町内山
29 白木八重中継局	児湯郡木城町大字石河内

	施設名	設備名	規格・容量等
1	県庁（防災庁舎10F）	直流電源装置	48V 200A 700Ah（陰極吸収式シール形鉛）
2	串間総合庁舎	直流電源装置 無停電電源装置	48V 75A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
3	日南総合庁舎		48V 75A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
4	都城総合庁舎		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
5	小林総合庁舎		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
6	高岡土木事務所		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
7	西都土木事務所		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
8	高鍋総合庁舎	直流電源装置 無停電電源装置	48V 40A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
9	日向総合庁舎		48V 75A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
10	延岡総合庁舎		48V 50A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
11	西臼杵支庁		48V 50A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
			100V 3kVA
12	高畑山中継局	直流電源装置	48V 60A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
13	鵜戸中継局		48V 70A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
14	鰐塚山中継局		48V 150A 800Ah（陰極吸収式シール形鉛）
15	大森山中継局		48V 90A 800Ah（陰極吸収式シール形鉛）
16	吹山中継局		48V 80A 500Ah（陰極吸収式シール形鉛）
17	畑倉中継局		48V 100A 600Ah（陰極吸収式シール形鉛）
18	天包山中継局		48V 90A 500Ah（陰極吸収式シール形鉛）
19	清水岳中継局		48V 100A 700Ah（陰極吸収式シール形鉛）
20	遠見山中継局		48V 110A 600Ah（陰極吸収式シール形鉛）
21	速日峰中継局		48V 100A 600Ah（陰極吸収式シール形鉛）
22	榊形山中継局		48V 70A 400Ah（陰極吸収式シール形鉛）
23	鏡山中継局		48V 70A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
24	烏帽子岳中継局		48V 75A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
25	上椎葉中継局		48V 75A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
26	えびの中継局		48V 40A 300Ah（陰極吸収式シール形鉛）
27	土然ヶ丘中継局		48V 40A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）
28	天ヶ城公園中継局		48V 10A 150Ah（陰極吸収式シール形鉛）
29	白木八重中継局		48V 40A 200Ah（陰極吸収式シール形鉛）

委託対象機器（その２）

	施設名	設備機器	規格・容量等	台数
1	県庁（防災庁舎10F）	ー		ー
2	串間総合庁舎	エアコン	ダイキン工業（株） RZZP112CBE	1
3	日南総合庁舎	エアコン	三菱電機（株） PC-CRMP112KM	1
4	都城総合庁舎	エアコン	ダイキン工業（株） SZRH112BC	1
5	小林総合庁舎	エアコン	東芝キャリア（株） ACSA11275M	1
6	高岡土木事務所	エアコン	東芝キャリア（株） APAC16021SM	1
7	西都土木事務所	エアコン	三菱電機（株） PUZ-ZRP112KA7	1
8	高鍋総合庁舎	エアコン	東芝キャリア（株） ACRA05685JM4	1
9	日向総合庁舎	エアコン	三菱電機（株） PK-CRP80SKE	2
10	延岡総合庁舎	エアコン	ダイキン工業（株） FHP80BA	1
11	西臼杵支庁	エアコン	ダイキン工業（株） SZRH140BF	1
12	高畑山中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S363ATES-W	2
13	鶴戸中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S363ATES-W	1
14	鰐塚山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
15	大森山中継局	エアコン	ダイキン工業（株） SZRA45BAT	2
16	吹山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
17	畑倉中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S363ATES-W	2
18	天包山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
19	清水岳中継局	エアコン	三菱電機（株） PCZ-SRP63SKD	2
20	遠見山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
21	速日峰中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S363ATES-W	1
22	枳形山中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
23	鏡山中継局	エアコン	ダイキン工業（株） S283ATES-W	2
24	烏帽子岳中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
25	上椎葉中継局	除湿器	三菱電機（株） KFH-08R-W	1
26	えびの中継局	ー		ー
27	土然ヶ丘中継局	エアコン	三菱電機（株） PKZ-ERP63SKF	1
28	天ヶ城公園中継局	エアコン	三菱電機（株） PKZ-ERMP40SKY	1
29	白木八重中継局	ー		ー

点検内容

機器	区分	項 目	点 検 内 容
(整流装置・蓄電池) 直流電源装置	6 か月点検	(1) 整流装置の外観点検	表示灯、スイッチ、計器の表示状態、操作機能を確認する。 過熱、損傷・変形・異音・異臭の有無を確認する。
		(2) 蓄電池の外観	電槽、ふた各種全体に亀裂、変形などの損傷・漏液・発熱の有無を確認する。 架台、接続板、接続線、端子などの発錆の有無を確認する。 交換時期を確認する。
		(3) 浮動充電中の蓄電池総電圧	電圧計で蓄電池総電圧を測定する。 盤面の電圧計で電圧値を読む。
		(4) 浮動充電中の各蓄電池	各蓄電池の電圧及び内部抵抗を測定する。
		(5) 電圧・電流の測定	交流入力電圧、負荷電流・電圧、直流出力電圧・電流の指示値を確認する。
		(6) 清掃	内部外部に塵・埃等の汚れがある場合は清掃を行う。
	12 か月点検	(1) 絶縁抵抗	主回路、相間の絶縁抵抗を測定する。
		(2) 停電試験	自動電源切替、不足電圧継電器の動作、警報動作等を確認する。
小型無停電電源装置 (支部局用)	6 か月点検	(1) 本体の外観点検	表示画面、ランプの状態を確認する。 変形、損傷、変色、過熱等の有無を確認する。
		(2) 蓄電池の外観点検	変形、損傷、亀裂、液漏れの有無等を確認する。
		(3) 電源電圧の測定	入力電圧、出力電圧を測定する。
		(4) 停電試験	蓄電池運転への切替え、復電時の切替えの動作を確認する。
		(5) 警報回路の接点	シーケンス異常の有無を確認する。
		(6) 導体接続部のゆるみ	ゆるみ、発熱の有無を確認する。
		(7) 清掃	内部外部に塵・埃等の汚れがある場合は清掃を行う。
(室内機・空調機・室外機)	6 か月点検	(1) 外観点検 ※フロン排出抑制法に基づく簡易点	別紙4による
		(2) 動作確認	風量、温度状況、リモコン動作を確認する。
		(3) 冷媒管の点検	
		(4) ガス圧チェック	
		(5) 電流の測定	運転電流が定格以下であることを確認する。
		(6) 温度確認	室内・室外温度の計測、温度・風量の設定を確認する。
		(7) 排水状況確認	ドレン排水状況を確認する。
		(8) 清掃	本体、エアフィルタ、ドレン管、室外機周りの清掃を行う
除湿器	6 か月点検	(1) 外観点検	変形、損傷、腐食、漏水等の有無、表示ランプを確認する。
		(2) 動作確認	
		(3) 設定確認	湿度、風量の設定確認
		(4) 清掃	本体、フィルタ、ドレン管、タンク等の清掃を行う。

フロン排出抑制法 簡易点検表 (業務用エアコン)

点検場所：	製 品 区 分	エアコン
点検業者：	製 造 メ ー カ ー	
	型 式	

【記載例】

点 検 項 目		年	〇〇年		
		月	6月		
		日	30日		
点検者氏名			田中		
1	室外機の異常振動・異常運転音状況 (安全で容易に点検できる場合)		異常なし		
2	室外機及び周辺の油のにじみ (安全で容易に点検できる場合)		異常なし		
3	室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、 錆、傷など (安全で容易に点検できる場合)		なし		
4	室内機内の熱交換器の霜付きの有無 (安全で容易に点検できる場合)		なし		
5	気づき事項		特に異常なし		

	局名	規格	台数	点検回数
1	串間支部	ダイキン工業（株）RZZP112CBE	1	年1回以上
2	日南支部	三菱電機（株）PC-CRMP112KM	1	
3	都城支部	ダイキン工業（株）SZRH112BC	1	
4	小林支部	東芝キャリア（株）ACSA11275M	1	
5	高岡支部	東芝キャリア（株）APAC16021SM	1	
6	西都支部	三菱電機（株）PUZ-ZRP112KA7	1	
7	高鍋支部	東芝キャリア（株）ACRA05685JM4	1	
8	日向支部	三菱電機（株）PK-CRP80SKE	2	
9	延岡支部	ダイキン工業（株）FHP80BA	1	
10	西臼杵支部	ダイキン工業（株）SZRH140BF	1	
11	清水岳中継局	三菱電機（株）PCZ-SRP63SKD	2	
12	天ヶ城公園中継局	三菱電機（株）PKZ-ERMP40SKY	1	